



彩の国さいたま

<管内関係機関・認定農業者等向け情報誌>

加須農林振興センターだより

発行 埼玉県加須農林振興センター 加須市不動岡 564-1

TEL : 0480-62-4771 FAX : 0480-62-1499

e-mail : g624771@pref.saitama.lg.jp

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0907/>



埼玉県のマスコット
「コバトン」、「さいたまっち」

県下初！羽生市尾崎地区で地域計画が策定されました

農地の受け手の確保や集積・集約化に向けた取組を加速するために、全国の市町村では地域での話し合いを行って、令和7年3月末までに地域計画の策定を進めているところです。

埼玉県のトップを切って、3月29日に羽生市尾崎地区で地域計画が策定されました。尾崎地区は水稻作が中心の地域です。現在は農業者の高齢化が進んでいますが、規模拡大意向のある若手の農業者に、農地の集積・集約を進めていく計画となっています。

加須農林振興センター管内では、3市合わせて51地区で地域計画が策定される予定です。これからが地域計画策定の正念場となってきます。農業者・農地所有者・各農業団体の皆様には、アンケート調査や話し合いの場への出席等につきまして、ご協力をお願いいたします。

【お問合せ】 管理部 地域支援担当 TEL0480-61-3404



地図を見ながら地域農業の将来を検討しています。

令和6年度北埼玉スマート農業研究会第一回研修会が開催されました！



7月3日に行田グリーンアリーナと近隣圃場で北埼玉スマート農業研究会による研修会が開催されました（参加者約60名）。はじめに行田グリーンアリーナでBASFジャパン株式会社から「衛星画像データを利用した圃場管理システムについて」の講習を受け、その後、近隣圃場へ移動して（株）キセキ関東甲信越の「あいがもロボ：IGAM1」とヤンマーアグリジャパン（株）の「ラジコン草刈り機：YW500RC」の実演会を行いました。

参加者から活発に質問も出され、最新のスマート関連機器への理解を深めました。同研究会では引き続き、経営安定のため先進技術の紹介や情報発信に取り組んでいくこととしています。



研修会の様子

【お問合せ】 農業支援部 技術普及担当 TEL0480-61-3911

水稻新品種「えみほころ」実証ほの生育状況

今年度、加須農林振興センターでは加須市、羽生市、行田市で水稻新品種「えみほころ」の展示ほを設置し、地域の代表的な作期で品種特性の把握を行っています。設置地域と生育状況は下の図表のとおりです。

「えみほころ」は管内の主要な水稻品種の1つである「彩のかがやき」に比べて、高温条件でも品質が低下しにくく、管内での普及が有望視されています。

今後も引き続き生育および収量・品質等を調査し、得られたデータをもとに地域の生産者の方に情報提供を行っていきます。



加須市②ほ場の写真(7月29日撮影)

表 管内えみほころ展示ほの生育状況

地域	移植日	移植後40日調査		出穂期	収穫期予想 (8/1時点)
		草丈 (cm)	茎数 (本/m ²)		
加須市①	5/2	82	469	7/25	8月下旬ごろ
加須市②	5/14	55	451	7/29	9月上旬ごろ
羽生市	5/14	59	472	7/28	9月上旬ごろ
行田市	6/13	78	382	(8/15)	9月中下旬ごろ

注)行田市の出穂期は8/1時点での予測値

<えみほころの主な特性>

出穂期及び成熟期:「彩のきずな」と「彩のかがやき」の間。

収量:5月中旬の移植では「彩のきずな」、「彩のかがやき」と同等。

麦あと栽培では「彩のきずな」より多収で「彩のかがやき」と同等。

食味:「彩のきずな」「彩のかがやき」と同等の良食味。

【お問合せ】 農業支援部 技術普及担当

TEL0480-61-3911

水稻登熟期の水管理&適期刈り取りで猛暑を乗り切りましょう！

今年の水稲は異常高温によって出穂期が早まっており、さらに登熟が急激に進むことも予想されることから、今後の水管理と刈り遅れに注意が必要です。水管理は、出穂前後7日間は深水とし、以降は湛水と落水を3~4日で切り替える間断かん水を行いましょ。高温が続くときは、入水を夕方以降に行うことで田面の温度を下げる効果が期待できます。また、品質の低下につながる早期落水は避け、最低でも出穂後30日間は過剰な断水を避けましょ。完全落水は収穫の10日~2週間前からとします。

収穫のタイミングは、登熟積算気温と帯緑籾割合(表1、図1)および籾水分から判断します。県育成品種の彩のかがやきと彩のきずなは、穂(籾)の緑色が抜けにくいいため、全体が黄化してからは刈り遅れとなってしまいます。特に彩のかがやきは、高温時では帯緑籾歩合が90%と高くても籾の内部の登熟は進んでいる可能性があります。登熟積算気温が基準に達し、籾水分が25%以下になったら、帯緑籾歩合が高くても刈り取りを始めましょ。

表1 収穫の目安

品種	作型	登熟積算気温(℃)	帯緑籾歩合(%)	出穂後日数(日)
コシヒカリ	4月~5月植	950~1,150	15~10	34~42
彩のきずな	5月植	900~1,200	50~10	32~44
	6月植	900~1,100	40~15	35~44
彩のかがやき	5月植	910~1,100	90~45	34~43
	6月植	1,010~1,250	55~25	42~55

注1) 登熟積算気温とは、出穂期以降の日々の日平均気温の合計のこと。

注2) 帯緑籾歩合とは、籾を一粒ずつ丁寧に見て少しでも緑が残る籾の割合のこと。

注3) 出穂期とは、ほ場全体で全ての穂の40~50%が少しでも頭を出した日のこと。



図1 帯緑籾歩合20%の穂の模式図

※穂についている籾のうち、緑色が残っている籾が20%→帯緑籾歩合20%

※わずかでも緑色の部分が残っていれば帯緑籾です

【お問合せ】 農業支援部 技術普及担当 TEL0480-61-3911

加須地区農村女性アドバイザー「実土里」先進地視察研修会を開催

7月10日に加須地区農村女性アドバイザー「実土里」の会員13名は、群馬県前橋市の榊ワタナベファームを訪問し、代表の渡邊博美氏にファームの成り立ちや6次産業化への取組、外国人の技能実習生との農業経営など多岐にわたって説明を頂きました。

渡邊氏は50歳の時に夫とともに施設園芸農業に着手、地域のナス組合に参加しJA出荷を開始しました。野菜の知識を得るため野菜ソムリエの資格を取得し、規格外のナスの直売を行い、長男の参画に伴い6次産業化部門を本格化させました。国の6次産業化認定を取得し、漬物、ジュース、乾燥野菜・果実を用いた塩、菓子類を製造しています。新しい雇用としてインドネシアから4名の技能実習生を受け入れており、農作業の中心を彼らが担っているとのこと。

渡邊氏の説明の後、実土里会員が各自の経営概要を交えて自己紹介し、農村女性として農業経営の苦労や喜びについて語り合いました。実土里会員からは、「渡邊氏の人柄が良かった」「意欲がすごい」「バイタリティを感じた」「見習いたい」などの感想が聞かれ、良い刺激を受けたようでした。



説明を受ける実土里メンバー



榊ワタナベファーム代表



試食を配膳する技能実習生

【お問合せ】農業支援部 新規就農・法人化担当 TEL0480-61-3911

三次元測量(現地の3Dモデル化)の研修会を行いました

6月25日、当センター及び農村整備計画センターの職員を対象に、三次元測量の研修会を行いました。

これまでは、二次元の図面による測量・設計・施工が一般的でした。しかし、労働力人口の減少等に伴う建設業の働き方改革は喫緊の課題であることから、県では建設DXを推進しており、三次元技術の導入も急務となっています。

今回、ほ場整備事業「大房地区」でドローン及び地上レーザで測量したデータを基に構築した3Dモデルを例に、説明が行われました。3D化されたデータの例

パソコン上で任意の地点の標高、幅、高さ等が把握できることから、現地調査に要する時間を削減し、設計や施工計画の立案を効率的に行うことができます。

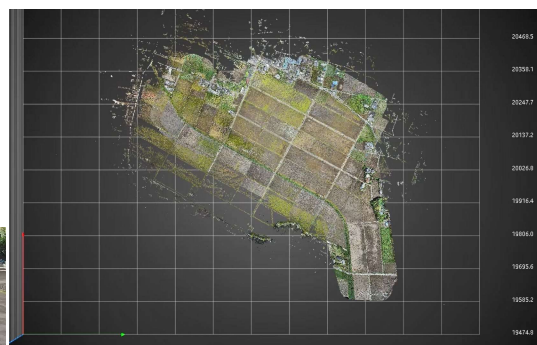


電柱状況確認

道路状況確認(幅測定可能)



研修会実施状況



大房地区』3D上空データ

【お問合せ】
農村整備部 県営事業担当
TEL0480-62-4582

農業用水路等への転落事故に注意しましょう！

穀倉地帯である北埼玉地域においては、農業用水路は非常に身近な存在であり、地域の景観形成や親水空間の形成など多くの人に癒しや安らぎをもたらしています。

一方で大雨や台風時には景色が一変し、危険な一面もあります。

特に水田に水を張る「かんがい期」には水路の水量が増えるため、台風などの大雨による増水時に道路との境目がわからなくなるなど、危険が高まる恐れがあります。

皆さんが事故にあわないよう以下のとおり注意をお願いします。

●事故にあわないための心がけ●

- 1 悪天時は水路に近づかない
- 2 慣れた道でも水路のそばは注意する
- 3 水路などで子どもたちだけで遊ばない
- 4 子どもや高齢者には家庭などで声掛けを
- 5 水路の草刈り作業などを一人で行わない



平常時の農業用水路及び道路の様子(羽生市内)



平成 27 年 7 月台風 11 号による増水時の様子

【お問合せ】 農村整備部 整備支援担当 TEL0480-62-4578

注意！！あなたの農地が狙われています

～農地が山に・・・～

「草刈りして返すから、一時的に資材置場として貸してほしい」「重機を数日間だけ置かせてほしい」などと、ことば巧みに話をもちかけ、法令手続きを無視して短期間に大量の土砂や廃棄物などを堆積する事例が発生しています。土砂を堆積するには法令手続きが必要です。

違法な土砂等の堆積が行われた場合これらの責任や撤去費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者にも及ぶこともあります。

このようなトラブルに巻き込まれないよう、うまい話があっても安易に土地を貸さない、定期的に土地を見回るなど、自分の土地は自分で守りましょう。



不法に盛土された農地

【お問合せ】 管理部 管理・農地担当 TEL0480-62-1474